三一度以上三二度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.3447\theta-8.5983$デシベル
三二度以上三三度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.3713\theta-7.7471$デシベル
三三度以上八四度未満	（一）二〇デシベル以下
八四度以上八五度未満	次に掲げる式による値以下 $3\theta-272$デシベル
八五度以上一二〇度未満	（一）一七デシベル以下
一二〇度以上一二一度未満	次に掲げる式による値以下 $-3\theta+343$デシベル
一二一度以上一八〇度以下	（一）二〇デシベル以下

（他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備）

第五十四条の三　陸上に開設する二以上の地球局（移動するものであつて、停止中にのみ運用を行うものに限る。以下この条において同じ。）のうち、その送信の制御を行う他の一の地球局（以下この条において「制御地球局」という。）と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五〇デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備で、十四・〇GHzを超え十四・四GHz以下の周波数の電波を送信し、十二・二GHzを超え十二・七五GHz以下の周波数の電波を受信するもの（第三項及び第四項において条件が定められている無線設備を除く。）は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

［一～七　略］

［２・３　略］

４　陸上に開設する二以上の地球局のうち、高度一、一〇〇㎞を超え一、三〇〇㎞以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局及び制御地球局と通信系を構成するものの無線設備で、一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を送信し、一〇・七GHzを超え一二・七GHz以下の周波数の電波を受信するものは、次の条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　制御地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、電波の発射を開始できる機能を有すること。

ロ　制御地球局の制御により電波の発射を停止する機能を有すること。

ハ　周波数及び輻射する電力は、制御地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものであること。

ニ　自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び制御地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

ホ　他の無線局の運用に妨害を与えないための措置が講じられていること。

ヘ　送受信機の筐体は、容易に開けることができないこと。

（他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備）

第五十四条の三　陸上に開設する二以上の地球局（移動するものであつて、停止中にのみ運用を行うものに限る。以下この条において同じ。）のうち、その送信の制御を行う他の一の地球局（以下この条において「制御地球局」という。）と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五〇デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備で、十四・〇GHzを超え十四・四GHz以下の周波数の電波を送信し、十二・二GHzを超え十二・七五GHz以下の周波数の電波を受信するもの（第三項において条件が定められている無線設備を除く。）は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

［一～七　同上］

［２・３　同上］

［新設］